

経済産業省

30保電安第8号
平成30年5月18日

関係団体 各位

経済産業省産業保安グループ電力安全課長

事業用太陽電池発電設備に対する台風期前の点検強化の 周知依頼について

日頃から電力設備の保安に御協力を頂き、ありがとうございます。

再生可能エネルギー特別措置法に基づく固定価格買取制度の施行以降、太陽電池発電設備が急激に増加しており、平成27年8月には、台風15号の風により太陽電池パネル等が発電所構外に飛散した結果、多数の住宅や車両が損壊する被害が発生しました。

自己の設備が原因となって、万が一他者に被害を及ぼした場合、刑事責任や民事責任が生じる場合もあります。

同様の被害の再発を防止するためには、台風期前までに、設置者各々の責任において、対策に万全を期すことが必要です。

貴【別添2送付先】におかれでは、会員等に対し、台風期前までに、別記の留意事項を踏まえて太陽電池発電設備の入念な点検を実施するとともに、必要に応じて補強を行うことを周知徹底いただくなど、遺漏なき対応をお願いいたします。

なお、平成28年9月23日以降、50kW以上の太陽電池モジュールや架台等の飛散又は電気設備の損壊が発生した場合、設置者による事故報告が必要となる場合がありますので、被害の発生を知つてから24時間以内に、最寄りの産業保安監督部へ報告してください。破損した太陽電池発電設備等に触れると感電する恐れがあるため、十分に注意するようお願いします。

さらに、平成28年11月30日付けで電気事業法施行規則が改正され、500kW以上2,000kW未満の太陽電池を設置する場合は、使用開始前までに新たに使用前自己確認届出書を提出する必要がありますので、御注意ください。

[問い合わせ先]

商務流通保安グループ 電力安全課 新エネルギー班
電話：(03) 3501-1742（直通） メール：qqnbbj@meti.go.jp

別 記

<点検に関する留意事項>

1. 点検時の体制について

- ・「事業用電気工作物の設置者」においては、電気主任技術者の指導・監督のもと、安全を確保しながら点検を行うこと。

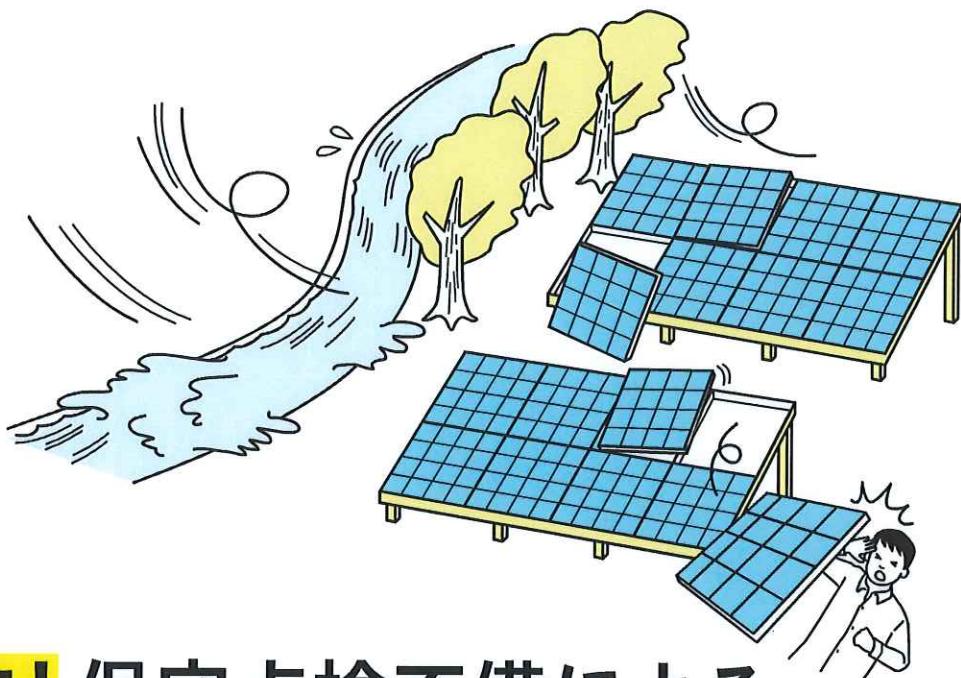
2. 点検に関して

- ・太陽電池発電設備が電気設備の技術基準に適合していることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の架台・基礎などが必要な強度を有している事を確認し、また構造、強度に影響する接合部にゆるみや錆、破損がないことを確認すること。
- ・太陽電池パネルの架台への接合部にゆるみや錆、破損がないことを確認すること。
- ・電力ケーブルやケーブルラック取付部に、ゆるみや破損がないことを確認すること。
- ・柵やへい、遠隔監視装置などが、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・太陽電池発電設備の点検後、対策の要否を判断し、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強などの飛散被害を防止する対策を行うこと。



危険防止

太陽電池発電設備の保守点検の重要性について



危険です！保守点検不備による太陽電池発電設備の重大事故。

近年、強風の際に太陽電池発電設備のパネルが飛散、架台が倒壊するなどの事故が発生しています。なかには飛んだパネルが近隣の住宅へ被害を与えた例も。万が一、他者に被害が及んだ場合には、[刑事責任や民事責任が生じる可能性](#)があります。



破損したパネルに触ると感電するおそれがあります。

破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等に触ると感電の原因となります。

破損したパネルを発見したら、以下の点にご注意ください。

パネルや設備には
触れない



周囲の方へも注意の
呼びかけを



施工会社やメーカーに
対処を依頼



被害を未然に防止するために・・

パネルや架台のねじのゆるみ等がないか、変形や破損はないか等を定期的にチェックするなど、適切に維持・管理することが事故の未然防止につながります。

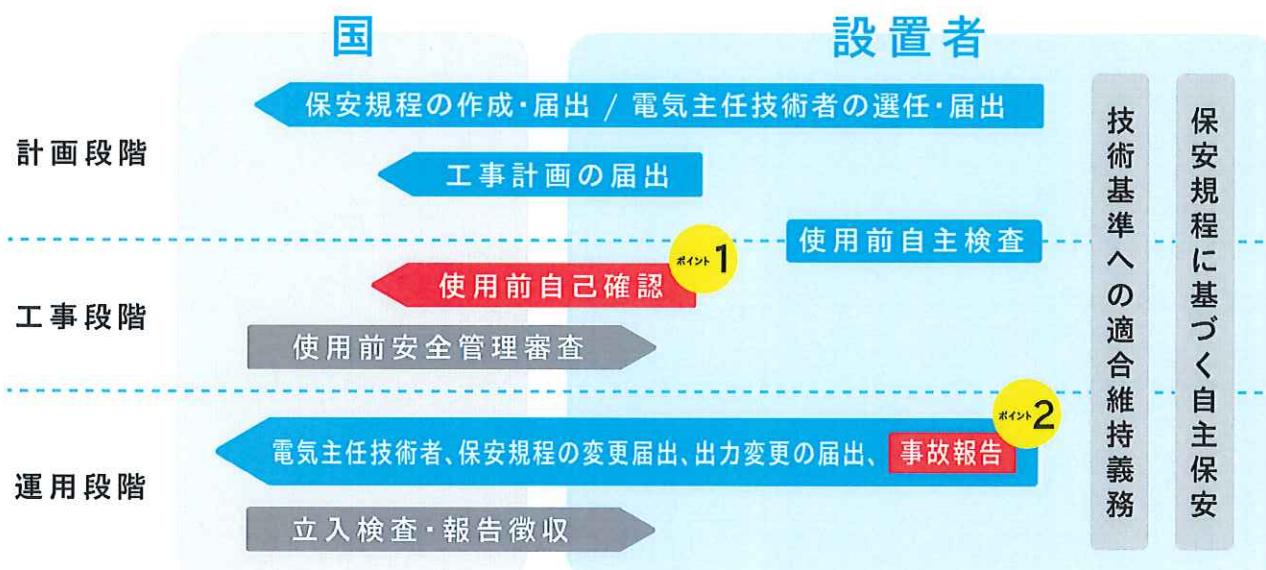
自家用電気工作物(出力50kW以上の設備)の設置者の方へ

電気事業法に基づいて事業用電気工作物を設置するためには、保安規程の届出や主任技術者の選任など、安全の確保のための措置をとる必要があります。

ポイント1 使用前に国に届け出る「使用前自己確認制度」が導入されました。

太陽電池発電設備の設置者自らが、設備が技術基準に適合することを確認した結果を、使用前に国に届け出る義務があります。(出力500kW~2,000kWの設備設置者) ※平成28年11月30日施行(電気事業法51条)

太陽電池発電設備の安全規制体系



ポイント2 事故報告の対象範囲が拡大されました。

今後、以下のような事故が発生した場合は、速やかに下記の連絡先に報告する義務があります。

1

発電所構外にパネルが飛散した場合

※平成28年4月1日施行

2

一定規模以上のパネルの脱落・飛散が生じた場合
(例えば、事業用電気工作物クラス50kW=パネル約150枚に相当)

※平成28年9月24日施行(電気関係報告規則第3条)

産業保安監督部 問い合わせ先 エリア/組織名/電話番号

北海道	北海道産業保安監督部 電力安全課	011-709-2311 内線2720	近畿	中部近畿産業保安監督部 近畿支部 電力安全課	06-6966-6048
東北	関東東北産業保安監督部 東北支部 電力安全課	022-221-4947	中国	中国四国産業保安監督部 電力安全課	082-224-5742
関東	関東東北産業保安監督部 電力安全課	048-600-0385	四国	中国四国産業保安監督部 四国支部 電力安全課	087-811-8587
中部	中部近畿産業保安監督部 電力安全課	052-951-2817	九州	九州産業保安監督部 電力安全課	092-482-5520
北陸	中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署	076-432-5580	沖縄	那覇産業保安監督事務所 保安監督課	098-866-6474